平成２７年（フ）第１８３１号
大阪市中央区南本町１丁目３番21―603号
破産者　株式会社スタイル
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２８号
大阪市中央区谷町９丁目２番27号　ファビオ谷九ビル
破産者　株式会社システム・クリエイト
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２０９号
大阪市東成区東今里２丁目９番13号
破産者　有限会社パーフェクト
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５０４号
大阪市浪速区塩草３丁目１番20号
破産者　有限会社星光社
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５２６号
大阪市西淀川区出来島１－３－２―501
破産者　株式会社サイトシーイング
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９号
大阪府松原市一津屋５丁目13番22号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市恵我之荘１丁目14番18号
破産者　坂田　雅隆
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
茨城県坂東市大口字前原2983番地２
破産者　有限会社シャイニング
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２２４号
群馬県前橋市石倉町３丁目８番地１
破産者　株式会社アサンテ
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９５５７号
東京都港区西麻布３丁目６－３―703
破産者　川上　八巳
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３８号
横浜市港南区下永谷３丁目41番Ｈ―304号
破産者　エナジー株式会社
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９１号
東京都大田区蒲田５－１－６
破産者　株式会社フードフォーブジャパン
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５３４号
横浜市港北区日吉本町５丁目77番20―406号
破産者　株式会社イング
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４７号
横浜市磯子区久木町24番５号　ハマハイツＢ202号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県足柄上郡大井町上大井531番地15
破産者　有限会社タイセー
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
長野県塩尻市大門七区57番地４
破産者　株式会社竹栄
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０号
滋賀県長浜市八幡中山町461番地の１
破産者　株式会社中川自工
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市卯垣２丁目116番地
破産者　有限会社横山工務店
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２号
徳島県三好市池田町馬路西之坊15番地
破産者　有限会社鳴門商事
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

免責許可決定

平成２７年（フ）第３７号
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾5525番地
破産者　神野　賢一
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１２９０号
福岡市東区筥松４丁目19番８号
破産者　高倉　祐太
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０３号
福岡市南区平和２丁目16番10号
破産者　梶原　弘樹
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３１号
福岡市東区香椎駅東２丁目10番22号
破産者　菊地　敏幸
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９０号
（前住所）福岡県大牟田市龍湖瀬町９番地58
破産者　佐々木美香
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋111番地１　レイクタウン坪見Ⅱ　206号
破産者　寺嶋　昌司
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３４号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵112番地54
破産者　楠林　由依
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４１号
福岡県太宰府市国分３丁目６番41―203号
破産者　梅本　　清
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部